

新型インフルエンザ等対策訓練等について

- ・ 平成29年度新型インフルエンザ等対策訓練について
- ・ 新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会訓練について
- ・ 新型インフルエンザ等指定公共機関合同机上訓練について
- ・ 新型インフルエンザ等指定公共機関情報連絡会について
- ・ 新型インフルエンザ等対策事業者シンポジウムについて

平成30年3月30日

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

平成29年度新型インフルエンザ等対策訓練について

平成29年度新型インフルエンザ等対策訓練

■ 訓練目的

- 特措法第12条に基づき、訓練の努力義務のある都道府県・指定公共機関等に対して、その実施を促す。
- 関係省庁の新型インフルエンザ等対応における制度上の手続き及び役割に関する知識を深める。
- 同対策の国民への普及・啓発に資する。

■ 本訓練の内容

I. A訓練（政府全体訓練）

- ① 政府対策本部会合運営訓練（総理以下全閣僚、尾身委員長出席）
- ② 「全関係省庁」、「全都道府県」、「関係省庁を通じた全指定公共機関」及び「都道府県を通じた全市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び全指定地方公共機関」への連絡訓練

II. B訓練（関係機関主催訓練）

「全関係省庁」、「全都道府県」、「市町村」及び「指定公共機関」における訓練



■ 実施時期

I. A訓練：平成29年11月7日（火）9：15～9：30

II. B訓練：平成29年11月上旬（地方議会の開催時期及び季節性インフルのまん延時期を考慮）

※ A・B両訓練を11月とすることで、努めて多くの訓練がA訓練と同日に実施されることを期待



■ 本訓練の特徴

I. 全 般

A・B訓練ともに報道関係者に公開し、新型インフルエンザ等対策に関する全国的な取り組みを国民にアピールする。

II. A訓練

- ① 国内に新型インフルエンザ感染者が確認され、緊急事態宣言前後を想定した訓練（国内の一部区域が緊急事態措置を実施すべき区域となった場面を想定。なお、全都道府県が自らの地域を新型インフルエンザの発生地域と想定して訓練を実施）
- ② 政府対策本部会合運営訓練に連携して全関係府省庁、全都道府県、全指定公共機関（105）、全市町村（1741）及び全指定地方公共機関（1075※11/7時点）が連絡訓練を実施

III. B訓練

- ① 各自治体においては、内閣官房作成の「訓練促進に関する調査報告書」により他の自治体がH28年度に実施した訓練を参照できるような体制の下、それぞれの自治体の特性・現在のレベルに応じた訓練を計画し、訓練の積み上げによる段階的な練度向上を図る。
- ② この際、関係省庁における現場の訓練（検疫等の出先機関）、自治体は患者増大時の病院対応訓練、住民接種訓練を重視する。

新型インフルエンザ等対策訓練の実施状況

※ 3月30日現在

【内閣官房・国全体の施策】		【関係省庁訓練】 (19)	【都道府県訓練】 (47)	【指定公共機関訓練】 (105)	【市町村訓練】 (1741)	【指定地方 公共機関訓練】 (1075※11/7時点)	訓練内容の充実
25年 新型インフルエンザ等対策政府訓練（海外発生期 第1回政府対策本部訓練）							
		国の連絡訓練への参加					
		【警察庁のみ】	関係機関主催の訓練 【34都道府県】	【11機関】			◇患者搬送訓練 等
26年 新型インフルエンザ等対策政府訓練（国内感染期 緊急事態宣言時）							
		国の連絡訓練への参加					
		【全関係省庁】	関係機関主催の訓練 【全都道府県】	【53機関】			◇施設使用制限等訓練 ◇患者搬送訓練 等
27年 新型インフルエンザ等対策政府訓練（国内感染期 緊急事態宣言時）							
発生時対応検討事業 モデル県（千葉県）の実動訓練・本部訓練資料を全都道府県に配布		国の連絡訓練への参加					
主権の訓練 関係機関		【全関係省庁・最高裁】 実動訓練（13） 机上訓練（11） 連絡訓練（16）	【全都道府県】 実動訓練（24） 本部訓練（8） 机上訓練（7） 連絡訓練（46）	【73機関】 実動訓練（15） 机上訓練（22） 連絡訓練（54）	【684市町村】 実動訓練（43） 本部訓練（50） 机上訓練（111） 連絡訓練（614）		◇施設使用制限等訓練（商業施設使用） ◇患者増大時の医療機関訓練 ◇患者搬送訓練 等
28年 新型インフルエンザ等対策政府訓練（国内感染期 緊急事態宣言時）							
訓練促進事業 都道府県等の訓練計画・映像をとりまとめ、モデルケースを作成し、都道府県等にフィードバック 厚労省・川崎市と連携した住民接種訓練		国の連絡訓練への参加				全指定地方 公共機関の参加	
主権の訓練 関係機関		【全関係省庁・最高裁】 実動訓練（12） 机上訓練（14） 連絡訓練（12）	【全都道府県】 実動訓練（35） 本部訓練（11） 机上訓練（14） 連絡訓練（42）	【96機関】 実動訓練（19） 机上訓練（32） 連絡訓練（82）	【732市町村】 実動訓練（63） 本部訓練（54） 机上訓練（150） 連絡訓練（641）		◇住民接種訓練 ◇患者増大時の医療機関訓練（一般住民参加） ◇施設使用制限等訓練 ◇患者搬送訓練 等
29年 新型インフルエンザ等対策政府訓練（国内感染期 緊急事態宣言時）							
関係省庁の現場（検疫所、税関、運輸局、自衛隊部隊等）における訓練実施の推進 主要な指定公共機関が連携した合同机上訓練を実施		国の連絡訓練への参加					
主権の訓練 関係機関		【全関係省庁・最高裁】 実動訓練（14） 机上訓練（13） 連絡訓練（15）	【全都道府県】 実動訓練（38） 本部訓練（11） 机上訓練（20） 連絡訓練（39）	【96機関】 実動訓練（19） 机上訓練（28） 連絡訓練（83）	【773市町村】 実動訓練（73） 本部訓練（30） 机上訓練（134） 連絡訓練（683）		◇住民接種訓練 ◇患者増大時の医療機関訓練 ◇施設使用制限等訓練 ◇検疫対応訓練 ◇患者搬送訓練 等

平成29年度新型インフルエンザ等対策訓練の全体像(イメージ)

緊急事態宣言・措置の前後の想定を中心として訓練を実施

海外における新型インフルエンザ (H7NX) の発生

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

25年度訓練実施場面

政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定
政府対策本部会合（第1回）開催

国内検疫所において、発生国からの帰国者の感染者を確認（隔離処置実施）

国内において感染者を確認（発生国からの帰国者であることが判明）
政府対策本部会合（第2回）を開催し、基本的対処方針を変更

緊急事態宣言の要件に該当する事態の発生
（国内（他地域）において新型インフルエンザの感染患者を確認し、疫学調査の結果、感染経路を特定できない状況）

基本的対処方針等諮問委員会の開催

29年度訓練実施場面

26・28年度訓練実施場面

【前提条件】

緊急事態措置を実施すべき区域
・発生県（1県）及びその隣接県

政府対策本部会合（第3回）の開催

- 緊急事態宣言
- 基本的対処方針の変更 等

27年度訓練実施場面

【前提条件】

緊急事態措置を実施すべき区域
・全都道府県（複数県で発生）

政府対策本部会合（第2回）の開催

- 緊急事態宣言
- 基本的対処方針の変更 等

海外
発生期

国内
発生早期

国内
感染期

国内における患者の確認状況（平成29年11月7日 8:00時点）

検疫（10月26日）

J 港検疫所

Oさん

- ・ 女性
- ・ 50代
- ・ 症状：高熱
呼吸困難
- ・ 渡航歴：あり

新型インフルエンザ確定（国立感染研）

K 空港検疫所

Lさん

- ・ 女性
- ・ 20代
- ・ 症状：高熱
呼吸困難
- ・ 渡航歴：あり

2か所の検疫所において、患者が確認された。

A 県（11月3日、4日）

Y国における1週間の出張から帰国し、A県に帰っていた会社員6名を含む社員の同僚・家族の計20名が高熱・せき等のインフルエンザの症状。

11/3

Y国から帰国した6名が
新型インフルエンザ確定
（国立感染研）



新型インフルエンザA(H7NX)国内発生

11/4

残りの14名も
新型インフルエンザ確定
（地方衛生研究所）

濃厚接触者に対して、外出自粛要請、健康監視等が行われているが、他の患者は確認されていない。

B 県（11月7日）

※B県はA県から地理的に離れている。

- 社会福祉施設において職員の男性Mさんほか、通所者・入所者を含む4名の感染が確認
 - ・ 渡航歴・接触歴なし。
 - ・ A県、発生国への訪問歴なし。
- この他、上記5名の感染者とは生活圏の異なる地域に在住する約20名がインフルエンザ様症状を訴えている。

**Mさん
ほか4名**

- ・ 症状：高熱
呼吸困難
- ・ 渡航歴：なし

新型インフルエンザ確定
（国立感染研）



福祉施設で患者発生

約20名
新型インフルエンザ感染疑い
（感染症指定医療機関）

※C県・D県・E県で患者は確認されていないが、B県に隣接している。

関係機関主催の訓練実施状況（関係府省庁）

※ 3月30日現在

		訓練主体	訓練種別	訓練内容
関係省庁	1	内閣府	実動訓練・机上訓練・連絡訓練	・内閣府本府対策会議運営訓練、業務継続計画における具体的対応の確認、情報伝達訓練
	2	警察庁	実動訓練・机上訓練・連絡訓練	・警察庁対策本部の設置・運用訓練、都道府県警と連携した検体搬送訓練
	3	金融庁	実動訓練・机上訓練・連絡訓練	・金融庁対策本部幹事会訓練、机上訓練 等
	4	消費者庁	机上訓練・連絡訓練	・業務継続計画等の机上演習、情報伝達訓練
	5	復興庁	机上訓練・連絡訓練	・業務継続計画等の確認、情報伝達訓練
	6	総務省	実動訓練・連絡訓練	・総務省対策本部運営訓練、指定公共機関への情報伝達訓練
	7	消防庁	机上訓練	・初動体制、関係職員への周知方法、会議開催時の対応等の検討
	8	法務省	実動訓練・机上訓練・連絡訓練	・法務省対策本部幹事会運営訓練、行動計画・ガイドライン・各局部課等の業務継続計画の確認 等
	9	外務省	机上訓練・連絡訓練	・フェーズごとの要対応事項に関する検討及び発表、情報伝達訓練
	10	財務省	実動訓練・連絡訓練	・財務省対策本部訓練、地方支分部局への情報伝達訓練
	11	文部科学省	実動訓練	・新型インフルエンザ等対策作業部会運営訓練
	12	厚生労働省	実動訓練・机上訓練	・事務局初動対応参集訓練、リスクコミュニケーション訓練
	13	農林水産省	実動訓練・連絡訓練	・省内情報伝達訓練及び課長級会議運営訓練
	14	経済産業省	机上訓練・連絡訓練	・業務継続計画等の具体的内容検討、情報伝達訓練
	15	国土交通省	実動訓練・連絡訓練	・国土交通省対策本部運営訓練、地方運輸局等情報伝達訓練
	16	海上保安庁	実動訓練・連絡訓練	・国土交通省対策本部運営訓練、情報伝達訓練
	17	環境省	連絡訓練・机上訓練	・情報伝達訓練、業務継続計画における具体的対応の確認
	18	原子力規制庁	実動訓練・机上訓練	・原子力規制庁新型インフルエンザ等対策本部会議訓練
	19	防衛省	実動訓練	・防衛省対策本部訓練
オブザーバー		最高裁判所	実動訓練・机上訓練・連絡訓練	・最高裁判所対策本部訓練 等

凡例 実動訓練：各省庁における対策本部設置・運営訓練等
机上訓練：各種対応手順の検討等
連絡訓練：情報伝達訓練等

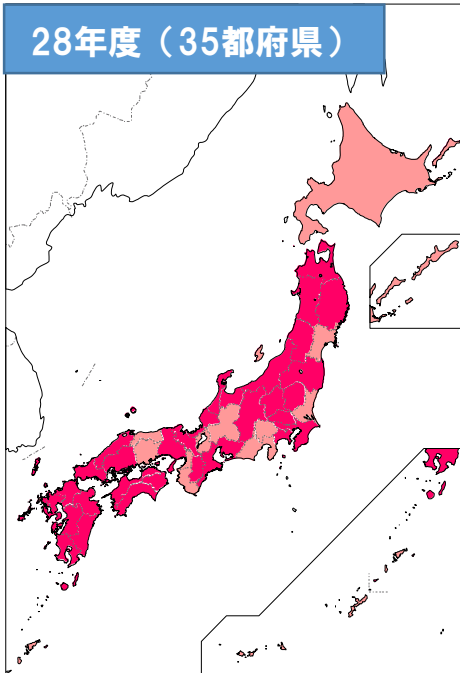
・昨年度に引き続き、全19関係省庁が訓練実施（加えて最高裁判所も実施）
・また、法務省、財務省、厚生労働省、国土交通省、環境省及び防衛省では、
出先機関等（入国管理局、税関、検疫所、運輸局、地方環境事務所、自衛隊
病院 等）においても訓練実施

都道府県主催の主な訓練実施状況

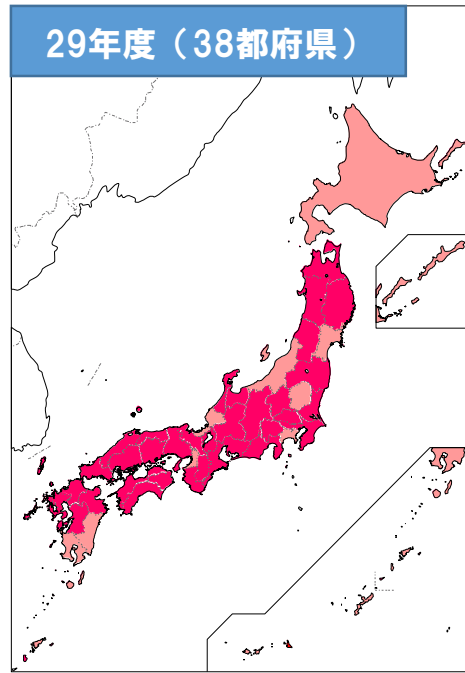
※ 3月30日現在

38都府県が実動訓練を実施（昨年度35都道府県）

28年度（35都府県）



29年度（38都府県）



凡例 ■ は実動訓練実施県 ■ はその他訓練実施県

政府全体訓練に連携した
実動訓練参加都道府県数

25年度

26年度

27年度

28年度

29年度

9

11

24

35

38

訓練の質の充実

- ◆ 平成28年度に、内閣官房において都道府県等の訓練計画・映像をとりまとめ、モデルケースを作成し、全都道府県等にフィードバック
- ◆ 発生時対応検討事業として、各都道府県が実施する検討会議に対し、当室職員及び専門家を派遣（平成29年度は愛知県の検討会議に派遣）

訓練内容

28年度

29年度

患者増大時の医療機関対応訓練

6件

5件

住民接種訓練

2件

4件

施設の使用制限等訓練

2件

3件

訓練の一例



患者搬送訓練



帰国者・接触者
外来対応訓練



発生時対応検討
事業

訓練主体	主な訓練内容
北海道	情報伝達訓練
青森県	患者搬送訓練、帰国者・接触者相談センター設置訓練
岩手県	患者搬送訓練、 患者増大時の医療機関対応訓練
宮城県	情報伝達訓練
秋田県	疑い患者の初発時の搬送訓練
山形県	患者対応・入院措置訓練、 患者増大時の医療機関対応訓練
福島県	患者対応・入院措置訓練
茨城県	帰国者・接触者外来対応訓練、患者搬送訓練、 患者増大時の医療機関対応訓練、発生時対応検討事業
群馬県	県対策本部訓練（知事出席）
栃木県	帰国者・接触者外来対応訓練
埼玉県	患者増大時の医療機関対応訓練
千葉県	帰国者・接触者外来対応訓練、患者搬送訓練
東京都	各保健所における机上訓練
神奈川県	情報伝達訓練
新潟県	患者搬送訓練、患者対応・入院措置訓練
富山県	患者搬送訓練、患者対応・入院措置訓練
石川県	患者搬送訓練、患者対応・入院措置訓練
福井県	情報伝達訓練、 集団接種の実動訓練（越前市）
山梨県	患者移送訓練、検体搬送訓練、 発生時対応検討事業
長野県	検疫対応訓練、県対策本部訓練（知事出席）
岐阜県	ファシリテーターズガイドを活用した机上訓練（住民接種）
静岡県	患者隔離搬送用バッグ設置及び防護服着脱訓練
愛知県	住民接種体制の検討会、発生時対応検討事業
三重県	患者対応・入院措置訓練、住民接種に関する会議
滋賀県	患者搬送訓練、患者対応・入院措置訓練
京都府	患者対応訓練
大阪府	国内初発患者（疑い）発生に伴う報道提供訓練
兵庫県	相談センターから医療機関への受け入れ体制訓練
奈良県	発生時対応検討事業
和歌山県	患者搬送訓練、患者対応・入院措置訓練
鳥取県	PPE着脱、患者移送、陰圧テント展開訓練
島根県	施設の使用制限等訓練
岡山県	患者搬送訓練、患者対応・入院措置訓練
広島県	患者増大時の医療機関対応訓練、発生時対応検討事業
山口県	患者搬送訓練、
徳島県	検体搬送訓練、 発生時対応検討事業
香川県	患者搬送訓練、 施設の使用制限等に関する情報伝達訓練
愛媛県	患者移送訓練、 施設の使用制限等訓練
高知県	帰国者・接触者外来対応訓練
福岡県	帰国者・接触者外来対応訓練、患者搬送訓練
佐賀県	患者搬送訓練、患者対応訓練、検体搬送訓練
長崎県	保健所等における実動訓練
熊本県	患者搬送訓練
大分県	対策本部訓練（知事出席）、 発生時対応検討事業
宮崎県	県対策本部事務局訓練
鹿児島県	情報伝達訓練
沖縄県	発生時対応検討事業

※ 赤字は緊急事態宣言下を想定又は含んだ訓練。

新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会訓練について

新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会訓練について

目 的		訓練実施の場面	
主要訓練項目		発生段階	状況の推移
□ 新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会の開催及び運営手順 □ 関係省庁の対応		未発生期	【H29.9】 東アジアのY国で新たな鳥インフルエンザA（H7NX）のヒト感染を公表
訓練場面		海外発生期	【H29.10.12】 Y国で鳥インフルエンザA（H7NX）ウイルスが持続的にヒトーヒト感染、WHOによるPHEIC宣言
海外発生期における、港検疫での患者発生に伴う新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会（内閣危機管理監主宰）の開催 □ 関係省庁間で発生状況の確認及び政府の対応について情報共有 □ 基本的対処方針に基づく海外発生期の対応に引き取り組むことを確認			【H29.10.12】 厚生労働大臣による公表、政府対策本部の設置 新型インフルエンザ等政府対策本部会合（第1回）開催 ■ 基本的対処方針の決定
訓練時期			【H29.10.12】 新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会（第1回）を開催 ■ 基本的対処方針に基づく政府の対応を確認
10月26日（木） □ 前段訓練：09:30～16:30 □ 後段訓練：16:30～17:30			【H29.10.12～25】 政府行動計画等に定める水際対策等を実施
訓練実施場所		国内発生早期	【H29.10.26】 港検疫において、発生国からの帰国者の疑い患者を確認（隔離処置実施）、PCR検査、要請確定後 厚生労働大臣の公表、新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会（第2回）の開催
□ 前段訓練 ◇ 内閣官房新型インフルエンザ等対策室（事務局） ◇ 関係省庁 □ 後段訓練 中央合同庁舎8号館416会議室（幹事会会場）			国内において感染者を確認（発生国からの帰国者） 新型インフルエンザ等政府対策本部会合（第2回）の開催 ■ 基本的対処方針を変更
参加者		国内感染期	緊急事態宣言の要件に該当する事態の発生（国内（複数地域）において感染者を確認、疫学調査の結果、感染経路を特定できない状況） 新型インフルエンザ等政府対策本部会合（第3回）の開催 ■ 緊急事態宣言 ■ 基本的対処方針の変更 等
□ 前段訓練（新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会の開催準備） ◇ 内閣官房新型インフルエンザ等対策室 ◇ 関係省庁（水際対策に関係する省庁の担当者） □ 後段訓練（新型インフルエンザ等政府対策本部幹事会の開催） 危機管理監、内閣官房副長官補 各省庁局長級（水際対策に関係する省庁に限定）			



前段訓練（会議の開催準備）



後段訓練（幹事会の開催）

新型インフルエンザ等指定公共機関合同机上訓練について

新型インフルエンザ等指定公共機関合同机上訓練について

目 的	指定公共機関が、業務継続計画に基づく対応等の検討に資するために、新型インフルエンザのパンデミック発生の際の、国内外の状況の推移等を理解する。	訓練実施の場面	
		発生段階	状況の推移
主要訓練項目	パンデミックが指定公共機関に及ぼす影響の理解	未発生期	海外における新型インフルエンザ等発生の疑い
訓練場面	☐ 未発生期～海外発生期～国内発生早期～国内感染期 ☐ ピーク時は、全従業員の40%が欠勤した状況を想定	海外発生期	海外における新型インフルエンザ(H7NX)の発生 厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表 政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定 政府対策本部会合(第1回)開催
時 期	☐ 3月12日(月)12:30～13:50		国内検疫所において、発生国からの帰国者の感染者を確認(隔離処置実施) 政府対策本部幹事会の開催
場 所	全国都市会館 第1会議室		国内において感染者を確認(発生国からの帰国者であることが判明)、政府対策本部会合(第2回)を開催し基本的対処方針を変更
参加者等	☐ 訓練参加者 ◇ 指定公共機関の危機管理担当者(計31団体・事業者) ◇ 関係府省庁 ☐ ファシリテータ 国立保健医療科学院 上席主任研究官 齋藤 智也 氏 内閣官房新型インフルエンザ等対策室 企画官 長谷川 学 ☐ オブザーバー 指定公共機関の所管省庁	国内発生早期	緊急事態宣言の要件に該当する事態の発生(国内(他地域)において新型インフルエンザの感染患者を確認し、疫学調査の結果、感染経路を特定できない状況) 基本的対処方針等諮問委員会の開催
実施要領	☐ 訓練資料 ◇ 新型インフルエンザ発生の際の事業縮小の影響 現在、行動計画で示されている被害想定に基づく、各機関の事業縮小の影響を内閣官房で取りまとめた資料 ◇ 国内感染期までの政府の対応を記載したシナリオ まん延期に至るまでに生じた事象、政府の対応及び指定公共機関等に期待する対応を時系列にまとめたシナリオ ☐ 訓練実施 シナリオ等に基づき、ファシリテーターから時系列にそって説明し、逐次関係する指定公共機関に確認(投げかけ)する形で進行	国内感染期	政府対策本部会合(第3回)の開催 ■ 緊急事態宣言 ■ 基本的対処方針の変更 等 政府対策本部決定事項等の連絡 関係機関等における対応
訓練成果	☐ 各発生段階における指定公共機関の対応を、相互に確認することができた。 ☐ 指定公共機関が、各発生段階の感染状況・社会状況及び政府の対応等の状況の推移をイメージすることができた。		国民の最大25%が罹患 ピーク時従業員の最大40%の欠勤(想定)

この範囲を訓練した。

【訓練の様子】



海外発生期、国内発生早期及び国内感染期について、
指定公共機関の対応を確認した。

【本訓練に参加した指定公共機関】

- ・独立行政法人地域医療機能推進機構
- ・国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- ・独立行政法人国立病院機構
- ・日本赤十字社
- ・公益社団法人日本医師会
- ・公益社団法人日本歯科医師会
- ・公益社団法人日本薬剤師会
- ・公益社団法人全日本病院協会
- ・一般社団法人日本医療法人協会
- ・第一三共株式会社
- ・武田薬品工業株式会社
- ・一般社団法人日本ワクチン産業協会
- ・一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
- ・テルモ株式会社
- ・電力広域的運営推進機関
- ・東京電力ホールディングス株式会社
- ・電源開発株式会社
- ・日本銀行
- ・NTTコミュニケーションズ
- ・日本放送協会
- ・全日本空輸株式会社
- ・日本航空株式会社
- ・成田国際空港株式会社
- ・中部国際空港株式会社
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- ・オーシャントランス株式会社
- ・川崎近海汽船株式会社
- ・株式会社商船三井
- ・日本海運株式会社
- ・日本通運株式会社
- ・日本郵便株式会社

新型インフルエンザ等指定公共機関情報連絡会について

新型インフルエンザ等対策指定公共機関情報連絡会について

設立目的	新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する指定公共機関が、それぞれの役割に応じた主体的な判断により連携するとともに、分野横断的な情報共有が推進されることにより、各機関における事業継続体制の強化や、より実効性の高い取り組み等に資する。		
位置づけ	◆ 指定公共機関の発意による、独立した会議体を志向する。 ◆ 各機関の自主性を尊重し、また役割に応じた主体的な判断により連携する。 ◆ 分野横断的な情報共有が促進されることにより、指定公共機関のサービスの維持・復旧能力の向上に寄与するものとする	構成	◆ 構成員：当初は主要分野の有志の事業者により発足し、将来的には全指定公共機関への拡大を目指す。 ◆ オブザーバー：指定公共機関の属する業界団体、所管省庁 ◆ 事務局：構成員が自律的に活動できるまでの間は、過渡的に内閣官房が行う。
主な活動内容	①平時の備えの強化に関するもの ◆ 事業継続体制の強化の観点から、ベストプラクティスや各機関における新型インフルエンザ等発生時の事業への影響等の具体的な事例の情報共有を行う。 ②新型インフルエンザ等発生時の対応体制の強化に関するもの ◆ 新型インフルエンザ等の海外発生段階から、迅速かつ適切な対応を図るため、構成員は連携の窓口を定めて共有する。	開催実績	①準備会合（平成29年6月20日開催） ②第1回会合（平成29年9月27日開催）※ ③第2回会合（平成30年3月12日開催）※ ※詳細次項

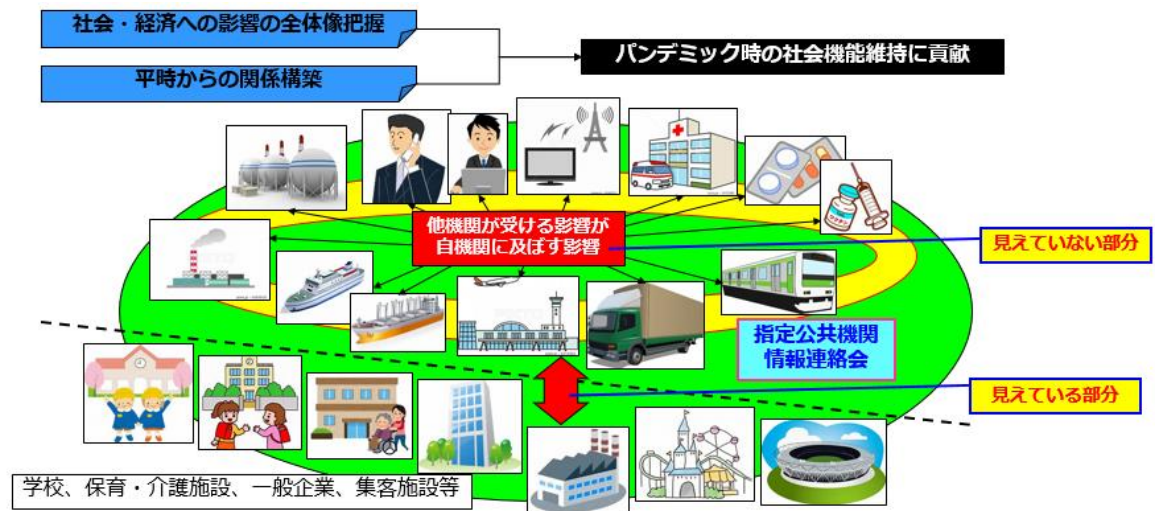
情報連絡会の効果（イメージ）

平時の取り組み促進

- ◆ 指定公共機関同士（分野間及び分野内）の情報共有や意見交換の実施により、パンデミックによる自機関への影響について具体的に想定ができ、BCPの見直しや実効性の高い訓練の実施等につながる。

有事の対応能力強化

- ◆ 平時から「顔の見える関係」を構築しておくことで、パンデミックの際の円滑な情報収集につながる。



第1回情報連絡会

平成29年9月27日(火) 中央合同庁舎8号館1階講堂

出席者

構成員:16業種28企業・団体 オブザーバー:11業種17企業・団体、所管省庁

議題

- ①設置要綱案について
- ②新型インフルエンザ等が発生(海外期を含む)した際の業務縮小による影響について
- ③指定公共機関合同机上訓練について
- ④パンデミック対策の海外動向及び特定接種準備等について
- ⑤次回議題と開催時期について

成果

各構成員が新型インフルエンザ等流行時において、業務を縮小することによる他機関への影響及び他機関が業務を縮小することによる自機関への影響をどのように想定しているかを共有し、これを踏まえて各構成員が影響を見直して、次回に共有することとした。



第2回情報連絡会

平成30年3月12日(月) 全国都市会館3階第1会議室

出席者

構成員:15業種29企業・団体 オブザーバー:10業種17企業・団体、所管省庁

議題

- ①本情報連絡会でのテーマについて
- ②新型インフルエンザ等が発生(海外発生期を含む)した際の業務の縮小による影響について
- ③政府からの情報提供

成果

- 本情報連絡会で取り扱うテーマとしてあらかじめ集約した構成員の関心事項(事業継続上の課題、他機関の訓練事例等)について、取扱いについて意見交換を行い、対応方針を確認した。今後、内容によって事務局よりアンケートを行い、本情報連絡会で集約結果を共有することで、各機関での取組みの参考とすることとした。
- 各構成員が、前回の会合を踏まえて見直した、新型インフルエンザ等発生時の業務縮小の影響を再度共有し、体制の見直し等に活用されることとなった。



新型インフルエンザ等対策事業者シンポジウムについて

平成30年3月12日(月) 全国都市会館2階 大ホール

◆対象

指定公共機関、指定地方公共機関、都道府県及び関係省庁(出席103名)

◆プログラム

I 講演

齋藤智也氏(国立保健医療科学院上席主任研究官)

パンデミックへの対処:

正當にこわがり、十分に備える そして柔軟に対応する

II 政府からの取組報告—指定公共機関情報連絡会について—

長谷川学(内閣官房新型インフルエンザ等対策室 企画官)

III 現場の取組報告

①井村俊郎氏(神戸検疫所所長)

平成29年度感染症水際対策訓練について

②今村顕史氏(東京都立駒込病院感染症科部長)

当院における新型インフルエンザ対策 ～これまでの経験から学んだこと～



◆成果

有識者の講演及び現場からの取組み報告により、出席した機関等において、

○新型インフルエンザ等の基礎知識や関係法令・行動計画・ガイドラインの解説と、それに基づいた事業者としての対策の重要性が認識された

○新型インフルエンザ等発生時の初期段階(水際対策、国内発生早期)における関係機関の活動が具体的にイメージされたことにより、今後の体制整備や訓練の実施等に対して有益な情報提供の機会となった。